

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

○ 岡山県河川管理規則の一部を改正する規則

○ 岡山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

○ 岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正

【告示】

○ 指定通所支援の事業の廃止の届出

○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

○ 特定計量器定期検査

○ 土地改良事業の施行認可

○ 道路の区域変更

目次

担当課（室）

【公告】

○ 道路の供用開始

○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定

○ 土地改良事業計画の変更認可申請の縦覧

○ 肥料の登録

○ 肥料の登録の有効期間の更新

○ 肥料の登録の失効

○ 公共測量の実施

○ 道路の位置の指定

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ 随意契約の相手方の決定

○ 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

（県例規集登載）

〃

防災砂防課

耕地課

農産課

〃

〃

監理課

建築指導課

〃

教育委員会

交通規制課

〃

指導監査室

〃

産業企画課

耕地課

道路整備課

水産課

建築指導課

都市計画課

河川課

水産課

別表第三水産物の第一の項(一)中「第10条」や「第69条」及び「第14条」や「第72条」及び「第21条」や「第75条」及び「第22条」や「第76条」及び「第24条」や「第78条」及び「第26条」や「第79条」及び「第36条」や「第88条」及び「第37条から第40条」や「第89条、第92条から第94条」及び「第50条」や「第117条」及び「第58条」及び「第59条」及び「第60条」及び「第61条」及び「第62条」及び「第63条」及び「第64条」及び「第65条」及び「第66条」及び「第67条」及び「第68条」。

(1) 沿岸漁場管理団体の指定及び取消し (第109条、第1116条)								○
(2) 沿岸漁場管理規程の認可及び変更の認可 (第111条)								○
2 水産資源の保存及び管理に関すること。								
(1) 都道府県資源管理方針の策定、変更及び公表 (第14条)								○
(2) 知事管理漁獲可能量の設定、変更及び公表 (第16条)								○
(3) 漁獲割当割合の設定 (第17条)								○
(4) 年次漁獲割当量の設定 (第19条)								○
(5) 漁獲割当割合の移転の認可 (第21条)								○
(6) 年次漁獲割当量の移転の認可 (第22条)								○
(7) 適格性の喪失等による漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の取消し (第23条)								○

附則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第九号

岡山県河川管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県河川管理規則の一部を改正する規則

岡山県河川管理規則（昭和四十一年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「様式により」を削る。

様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第十号

岡山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県立都市公園条例施行規則（昭和四十一年岡山県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「都市公園内行為許可申請書（様式第一号）を」を削り、「提出」を「申請」に改める。

第三条中「有料公園施設使用許可申請書（様式第二号）正副二通を知事に」を「知事に申請し」に改める。

第四条中「公園施設設置許可申請書（様式第三号）又は公園施設管理許可申請書（様式第四号）を」を削り、「提出」を「申請」に改める。

第五条中「都市公園占用許可申請書（様式第五号）を」を削り、「提出」を「申請」に改める。

第六条中「変更許可申請書（様式第六号）を」を削り、「提出」を「申請」に改める。

第七条中「許可更新申請書（様式第七号）を」を削り、「提出」を「申請」に改める。

第八条中「対し、」の下に「知事が別に定める方法により、」を加え、同条ただし書を削る。

第十条中「総合グラウンド野球場入場料金報告書（様式第九号）により」を削る。

第十二条第六項中「に、」を「に提出し、」に改め、「使用料等減免申請書（様式第十号）を」を削り、「提出」を「申請」に改める。

第十三条中「に、」を「に提出し、」に改め、「使用料等還付申請書（様式第十一号）を」を削り、「提出」を「申請」に、「使用料等還付調書（様式第十二号）をもつてこれに代える」を「別に定める方法による」に改める。

第十六条第一項中「様式第十三号」を「様式第一号」に、「様式第十四号」を「様式第二号」に改め、同条第二項を削る。

第十七条を次のように改める。

(書類の經由)

第十七条 条例及びこの規則により知事に申請し、報告し、又は届け出ることとなつて
いるものについては、所轄する県民局長を經由しなければならない。
本則に次の一条を加える。

(その他)

第十八条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表第二体育館の項中「七、三三〇円」を「七、五四〇円」に改める。

様式第一号から様式第十二号までを削り、様式第十三号を様式第一号とし、様式第十
四号を様式第二号とし、様式第十五号から様式第二十一号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県立都市公園条例施行規則に定める様式による用紙
は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第十一号

岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

岡山県建築基準法施行細則（昭和四十八年岡山県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「申請書又は届出書」を「申請又は届出」に改める。

第三条第二号中「場合」を「場合 知事が別に定める」に改め、「（様式第一号）」を削り、同条第三号中「場合」を「場合 知事が別に定める」に改め、「（様式第一号の二）」を削り、同条第四号中「場合」を「場合 知事が別に定める」に改め、「（様式第一号の三）」を削り、同条第五号中「場合」を「場合 知事が別に定める」に改め、「（様式第一号の四）」を削る。

第五条第一項中「名義変更等届（様式第一号の五）」を削り、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同条第二項中「名義変更等届」を「規定による届出」に改め、同条第三項中「名義変更等届の提出」を「規定による届出」に改める。

第六条第一項中「工事取りやめ届（様式第二号）」を削り、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同条第二項中「工事取りやめ届の提出」を「規定による届出」に改め、同条第三項中「申請取下書（様式第三号）」を削り、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改める。

第七条第一項第八号中「と同一の種類の仕事物」を削り、「。」の下に「と同一の種類の仕事物」を加え、同条第三項中「手数料減免申請書（様式第四号）」を「知事に提出」を「知事に申請」に改め、同条第四項中「により手数料減免申請書を提出」を「による申請を」に改め、「当該申請書を提出する際に、」を削り、「添えて提出」を「添えて申請」に、「手数料減免申請書を提出」を「申請を」に改める。

第十条中「工事監理状況報告書（様式第六号）」を提出しなければ」を「これに応じなければ」に改める。

第十一条第一項を次のように改める。

法第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定（以下この条及び第二十条において「道路の位置の指定」という。）又はその変更若しくは廃止を申請しよ

うとする者は、次に掲げる図書又は書面を添えて知事に申請しなければならない。

一 道路の位置の指定（指定変更・指定廃止）区域内の権利者及び管理者の一覧

二 権利者の承諾書

三 管理者の承諾書

四 その他知事が必要と認める図書

第十一条第二項中「前項」を「前項第二号」に改め、「及び」の下に「同項第三号の」を加え、同条第三項中「道路の位置の指定（指定変更・指定廃止）通知書（様式第七号その二）」を削り、「交付」を「通知」に改める。

第十二条第一項中「知事に提出」を「知事に申請」に改め、同項第三号中「あつては、」の下に「第三条第二号の」を加え、「（様式第一号）及び」を「及び同条第三号の」に改め、「（様式第一号の二）」を削り、同項第四号中「追加調書（様式第十号）」を「知事が別に定める追加調書」に改め、同条第二項及び第三項中「提出」を「申請」に改める。

第十二条の二第一項中「提出」を「申請」に改め、同項第二号中「敷地等」を「知事が別に定める敷地等」に改め、「（様式第十号の二）」を「並びに」に改め、「の承諾書（様式第十号の三）」及び「（様式第十一号）」を削り、同項第四号中「追加調書（様式第十号）」を「第十二条第一項第四号の追加調書」に改め、同項第六号中「あつては、」の下に「第三条第四号の」を加え、「（様式第一号の三）」を削り、同条第二項中「提出」を「申請」に改め、同条第三項中「建築認定申請書（様式第十一号の二その一）」の正本及び副本に、それぞれ、「を削り、「提出」を「申請」に改め、同条第四項中「建築認定申請書（様式第十一号の三その一）」の正本及び副本に、それぞれ、「を削り、「提出」を「申請」に改め、同条第六項中「それぞれ、建築認定通知書（様式第十一号の二その二）、様式第十一号の三その二）又は様式第十一号の四その二）」を削り、「交付」を「通知」に改める。

第十八条第一項中「建築協定認可（変更認可）申請書（様式第十二号その一）」を削り、「提出」を「申請」に改め、同条第二項中「建築協定認可（変更認可）通知書（様式第十二号その二）」を削り、「交付」を「通知」に改める。

第十九条第一項中「建築協定廃止認可申請書（様式第十三号その一）」に、「を削り、「提出」を「申請」に改め、同条第二項中「建築協定廃止認可通知書（様式第十三号そ

の(二)を削り、「交付」を「通知」に改める。

第二十条第一項中「提出」を「申請」に改め、同項第一号中「について」を「に係る知事が別に定める」に改め、「(様式第十四号)」を削り、同条第二項中「省令」を「知事が別に定める省令」に改め、「(様式第十五号)」を削り、同条第三項中「提出」を「申請」に改め、同項第一号中「について」を「に係る知事が別に定める」に改め、「(様式第十四号)」を削り、同条第四項中「様式第十六号による」を「知事が別に定める」に改め、同条第五項中「省令」を「知事が別に定める省令」に改め、「(様式第十五号)」を削る。

第二十一条第一項中「提出」を「申請」に改め、同項第一号中「について」を「に係る知事が別に定める」に改め、「(様式第十四号)」を削り、同条第二項中「省令」を「知事が別に定める省令」に改め、「(様式第十七号)」を削る。

第二十三条中「第十一条の四第一項第一号」を「第十一条の三第一項第一号」に改め、「知事が別に定める申請書を」を削り、「提出」を「申請」に改める。

本則に次の一条を加える。

(その他)

第二十四条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

様式第一号から様式第十七号までを削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和3年3月19日 岡山県公報 第12278号

◎岡山県告示第百三十三号

許認可事務等標準処理期間要綱(昭和五十二年岡山県告示第百三十三号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月十九日

岡山県知事 伊原 隆 太

別表農林水産部の部水産課の項1中「第8条第6項」を「第17条第3項」に、「漁業権行使規則等の認可」を「漁獲割当割合の設定」に、「20日」を「30日」に改め、同項2中「第8条第7項」を「第21条第1項」に、「漁業権行使規則等の変更又は廃止の認可」を「漁獲割当割合の移転の認可」に、「20日」を「30日」に改め、同項5及び6を削り、同項4中「第14条第4項」を「第72条第6項」に、「特定区画漁業権(継続)」を「団体漁業権」に改め、同4を同項5に、「第10条」を「第69条第1項」に改め、同3を同項4とし、同項2の次に次のように加える。

3	漁業法第22条第1項	年次漁獲割当量の移転の認可	30日					
---	------------	---------------	-----	--	--	--	--	--

別表農林水産部の部水産課の項7中「第22条第1項」を「第76条第1項」に改め、同7を同項8に、「第24条第2項」を「第78条第2項」に、「漁業権」を「個別漁業権」に改め、同8を同項7とし、同項26中「(昭和40年岡山県規則第46号)」を削り、同26を同項27に、「第47条第1項」を「第45条第1項」に、「同25を同項25に」とし、同35の次に次のように加える。

36	岡山県内水面漁業調整規則(昭和40年岡山県規則第46号)第6条第1項	水産動植物の採捕の許可	15日					
----	------------------------------------	-------------	-----	--	--	--	--	--

別表農林水産部の部水産課の項24中「第45条第1項」を「第44条第1項」に改め、同24を同項25に、「第21条第1項」を「第17条第1項」に、「漁業の起業の認可」を「制限措置の内容の変更許可」に、「10日」を「15日」に改め、同23を同項23に、「第16条第1項」を「第7条」に、「漁業の許可内容の変更許可」を「漁業の起業の認可」に、「15日」を「10日」に改め、同22を同項22に、「第7条」を「第5条第1項」に改め、同21を同項21に、「同19を同項20」とし、「11から19までを十に繰り下げ、同項10中「第129条第3項」を「第170条第3項」に改め、同10を同項19とし、同19の次に次のように加える。

20	漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号)第42条第1項	特定水産動植物の採捕の禁止の適用除外の許可	15日					
----	--------------------------------	-----------------------	-----	--	--	--	--	--

別表農林水産部の部水産課の項9中「第129条第1項」を「第170条第1項」に改め、同9を同項18とし、同項7の次に次のように加える。

8	漁業法第79条第1項	個別漁業権の移転の認可	90日				
9	漁業法第88条第1項	休業中の漁業の許可	40日				
10	漁業法第106条第7項、第9項	行使規則の認可及び変更又は廃止の認可	20日				
11	漁業法第109条第1項	沿岸漁場管理団体の指定	40日				
12	漁業法第111条第1項、第3項	沿岸漁場管理規程の認可及び変更の認可	40日				
13	漁業法第115条第1項	沿岸漁場管理規程に基づく保全活動の休業 止の認可	40日				
14	漁業法第125条第1項	協定の認定	15日				
15	漁業法第161条、第162条	土地の使用及び立入り等の許可	15日				
16	漁業法第163条	障害物の除却等の許可	15日				
17	漁業法第165条第1項	土地及び土地の定着物の使用の認可	40日				

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

令和3年3月19日 岡山県公報 第12278号

◎岡山県告示第百三十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があつた。

令和三年三月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

すてっぷ

2 所在地

玉野市宇野一―三四―一〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人玉野つつじねっと

2 主たる事務所の所在地

玉野市長尾一―一―三

三 廃止年月日

令和三年三月三十一日

四 事業所番号

三三五〇四〇〇〇二八

五 事業の種類別

児童発達支援

令和3年3月19日 岡山県公報 第12278号

◎岡山県告示第百三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和三年三月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ほほえみわあく

2 所在地

瀬戸内市邑久町豊原五五―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人NPO瀬戸内

2 主たる事務所の所在地

瀬戸内市福谷一九二八

三 廃止年月日

令和三年三月三十一日

四 事業所番号

三三一―二〇〇―四五

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

令和3年3月19日 岡山県公報 第12278号

◎岡山県告示第百三十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和三年三月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

P A K A R A D O

2 所在地

吉備中央町下加茂一五〇六一〇九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社 吉備高原 P A K A R A

2 主たる事務所の所在地

吉備中央町上田西二三九三一七

三 廃止年月日

令和三年三月三十一日

四 事業所番号

三三一三九〇〇二〇五

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

〃	〃	〃	鏡野町商工会本所	〃	奥津振興センター
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	二七日	〃	二六日	〃	二五日
一三〇〇〇	一〇〇〇〇	一三〇〇〇	一〇〇〇〇	一三〇〇〇	一〇〇〇〇
一三五〇〇	一三〇〇〇	一三五〇〇	一三〇〇〇	一三五〇〇	一三〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

令和3年3月19日 岡山県公報 第12278号

◎岡山県告示第百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和三年三月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

高崎土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

丘2番川1-1号

かんがい排水

三 認可年月日

令和三年三月四日

令和3年3月19日 岡山県公報 第12278号

◎岡山県告示第百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西一宮中北上線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
津山市下田邑字川西一三五五番一地先から 津山市下田邑字仲田一八六三番一地先まで	新	一三・一〇 四〇・二	六七八・〇
津山市下田邑字川西一三五五番一地先から 津山市下田邑字仲田一八六三番一地先まで	旧	六・一〇 二三・六	六八二・三

令和3年3月19日 岡山県公報 第12278号

◎岡山県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	西一宮中北上線	津山市下田邑字川西一三五番一地从先から津山市下田邑字仲田一八六三番一地先まで	令和三年三月十九日

令和3年3月19日 岡山県公報 第12278号

〔二一四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和三年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

高崎土地改良区

二 地区名

六間丘3番川（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

三 縦覧に供する書類

計画変更を必要とする理由書

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

令和三年三月十九日から同年四月九日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

(二一五) 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号) 第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。
令和三年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	岡山県 第一一七六号
肥料の種類	大豆油かす及びその粉末
肥料の名称	7・0脱脂大豆
保証成分量(%)	窒素全量 七・〇 りん酸全量 一・〇 加里全量 一・〇
その他の規格	該当なし
生産業者の氏名又は名称及び住所	日清オイリオグループ株式会社 東京都中央区新川一丁目二三番一号
登録年月日	令和二年四月一日

令和3年3月19日 岡山県公報 第12278号

〔二一六〕肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和三年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新年月日
岡山県 第八〇五号	魚かす粉末	魚荒粕粉末7号	窒素全量 七・〇 りん酸全量 七・〇	該当なし	小山物産株式会社 岡山県岡山市北区延友四三六番地の一	令和二年十月十二日
岡山県 第八一七号	消石灰	60.0消石灰	アルカリ分 六〇・〇	該当なし	株式会社木綿屋 大阪府大阪市北区梅田一丁目一番四―九〇〇号	令和二年十一月六日
岡山県 第八一八号	消石灰	65.0消石灰	アルカリ分 六五・〇	該当なし	株式会社木綿屋 大阪府大阪市北区梅田一丁目一番四―九〇〇号	令和二年十一月六日
岡山県 第八三四号	生石灰	80.0生石灰	アルカリ分 八〇・〇	該当なし	株式会社カルファイン 岡山県高梁市松原通二二―一番地三	令和二年六月十二日
岡山県	消石灰	70.0消石灰	アルカリ分 七〇・〇	該当なし	株式会社カルファイン	令和二年六月十二日

令和3年3月19日 岡山県公報 第12278号

第九二四号 岡山県	第八八九号 岡山県	第八七二号 岡山県	第八七一号 岡山県	第八六八号 岡山県	第八四七号 岡山県
副産石灰肥料	副産石灰肥料	副産石灰肥料	副産石灰肥料	魚かす粉末	
うらべ粉状石灰質肥料	卵殻粉	粒状副産苦土石灰2号	粒状副産苦土石灰1号	魚荒粕粉末86号	
アルカリ分 四六・〇	アルカリ分 五〇・〇	アルカリ分 四〇・〇 く溶性苦土 一・〇	アルカリ分 四五・〇 く溶性苦土 二・〇	窒素全量 八・〇 りん酸全量 六・〇	
含有を許される 有害成分の最大	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	該当なし	
ト部産業株式会社 広島県福山市新浜町一丁目五番一五号	有限会社アグミック 岡山県真庭市草加部一四六三番地	米田産業株式会社 岡山県備前市浦伊部一八四番地の二八	米田産業株式会社 岡山県備前市浦伊部一八四番地の二八	小山物産株式会社 岡山県岡山市北区延友四三六番地の一	岡山県高梁市松原通二一一番地三
令和二年七月二十日	令和二年六月二十六日	令和二年十一月二日	令和二年十一月二日	令和二年十月十二日	

令和3年3月19日 岡山県公報 第12278号

岡山県 第一〇五六号	岡山県 第一〇二五号	岡山県 第一〇二二号	岡山県 第九八五号	
副産石灰肥料	なたね油かす及びその粉末	なたね油かす及びその粉末	副産石灰肥料	
石灰質肥料	なたね油粕ペレット	発酵なたね粕	50副産石灰	
アルカリ分 四五・〇	窒素全量 五・三 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇	窒素全量 四・五 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇	アルカリ分 五〇・〇	
含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	該当なし	該当なし	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
有限会社岩倉 大阪府藤井寺市川北三丁目一番四号	マルハ製肥株式会社 岡山県岡山市北区延友四三六番地の一	有限会社アグミック 岡山県真庭市草加部一四六三番地	キユーピータマゴ株式会社 東京都調布市仙川町二丁目五番地七	
令和二年六月十九日	令和二年十一月六日	令和二年六月二十六日	令和二年四月十五日	

令和3年3月19日 岡山県公報 第12278号

岡山県 第一二二九号	岡山県 第一一四号	岡山県 第一〇八九号	岡山県 第一〇八七号	岡山県 第一〇六一号
消石灰	混合有機質肥料	副産植物質肥料	副産植物質肥料	加工家きんふん肥料
苦土消石灰	1 液状混合有機質肥料51	副産植物質肥料2号	副産植物質肥料1号	発酵鶏糞
アルカリ分 六五・〇 く溶性苦土 五・〇	窒素全量 五・〇 りん酸全量 一・〇 加里全量 一・〇	窒素全量 三・五	窒素全量 四・〇	窒素全量 二・五 りん酸全量 五・〇 加里全量 三・〇
該当なし	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	該当なし	該当なし	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり
醒井工業株式会社 滋賀県米原市大鹿二二四番地	株式会社アミノール化学研究所 兵庫県神戸市中央区江戸町九八番地一	エムシー・フアーティコム株式会社 東京都千代田区麹町一丁目一〇番地	エムシー・フアーティコム株式会社 東京都千代田区麹町一丁目一〇番地	有限会社アグミック 岡山県真庭市草加部一四六三番地
令和二年五月八日	令和二年十二月二日	令和二年六月十五日	令和二年六月十五日	令和二年十月十五日

令和3年3月19日 岡山県公報 第12278号

岡山県 第一一六〇号	副産動物質肥料	岡山県 第一一六一号	混合有機質肥料
内海有機入り副産動物質肥料	新サージンEX	窒素全量 六・〇	りん酸全量 三・〇
含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	内海工業株式会社 岡山県倉敷市玉島柏島七〇八八番地の三	アスカバイオ株式会社 東京都中央区日本橋二丁目一六番七号
令和二年十月七日	令和二年十一月十一日		

令和3年3月19日 岡山県公報 第12278号

〔二一七〕肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

令和三年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効年月日
岡山県 第一五四号	大豆油かす及びその粉末	7.0脱脂大豆	窒素全量 七・〇 りん酸全量 一・三 加里全量 一・八	該当なし	日清オイログループ株式会社 東京都中央区新川一丁目二三番一号	令和二年四月七日
岡山県 第一五五号	なたね油かす及びその粉末	5.3ペレットなたね油かす	窒素全量 五・三 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇	該当なし	J A西日本くみあい飼料株式会社 兵庫県神戸市中央区浜辺通五丁目一番一四号	令和二年七月三十一日
岡山県 第一六九号	副産石灰肥料	A/J副産石灰肥料1号	アルカリ分 三五・〇 く溶性苦土 一・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	J F E スチール株式会社 東京都千代田区内幸町二丁目二番三号	令和二年八月二十日

令和3年3月19日 岡山県公報 第12278号

〔二一八〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和三年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県全域	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	測量期間

令和3年3月19日 岡山県公報 第12278号

〔二一九〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和三年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇四八号 令和三年三月十一 日	岡山県都窪郡早島町早島字中尾五〇 〇番一四	四・〇五	三三・二〇

令和3年3月19日 岡山県公報 第12278号

〔二二〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字天神一九〇一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市門田三一二一ープリムローズコート三〇三号

上岡 寛

三 許可番号

岡山県指令建指第三一八号

令和3年3月19日 岡山県公報 第12278号

〔二二一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年三月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字西ノ内一七一、一一一七一四五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町若宮一六一六フェリオ・カシータB一〇二

小野 由博

三 許可番号

岡山県指令建指第三七五号

令和3年3月19日 岡山県公報 第12278号

〔一二二〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和三年三月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称
岡山県立学校公関係ネットワーク通信回線サービス提供業務
- 二 契約期間
令和三年一月一日から令和五年十二月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県教育庁高校教育課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和二年十二月二十一日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社オービス
岡山市北区大内田六七五番地
- 六 契約金額
一月一回線当たり三一、四六〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、八六〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

令和3年3月19日 岡山県公報 第12278号

◎岡山県公安委員会規則第九号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月十九日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第三の十四の項への次に次のように加える。

- ニ 倉敷市西坂七六三番一地先から総社市井手九二三番一地先に至る間

別表第三の五十八の四の項の次に次の二項を加える。

五十八の五 総社市道清音 神在本線	総社市中原二九五番一地先から総社市富原三四一番六地先に至る間
五十八の六 総社市道東総社中原本線	総社市三須一〇七七番一地先から総社市中原二九五番一地先に至る間

別表第三の六十二の九十一の項を次のように改める。

六十二の九十一 臨港道路 (水島港玉島地区) 補助 幹線臨港道路四の八	イ 倉敷市玉島乙島八二五九番一七地先から倉敷市玉島乙島八二六三番三地先に至る間 ロ 倉敷市玉島乙島八二六五番地先から倉敷市玉島乙島八二六三番二六地先に至る間
-------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。